

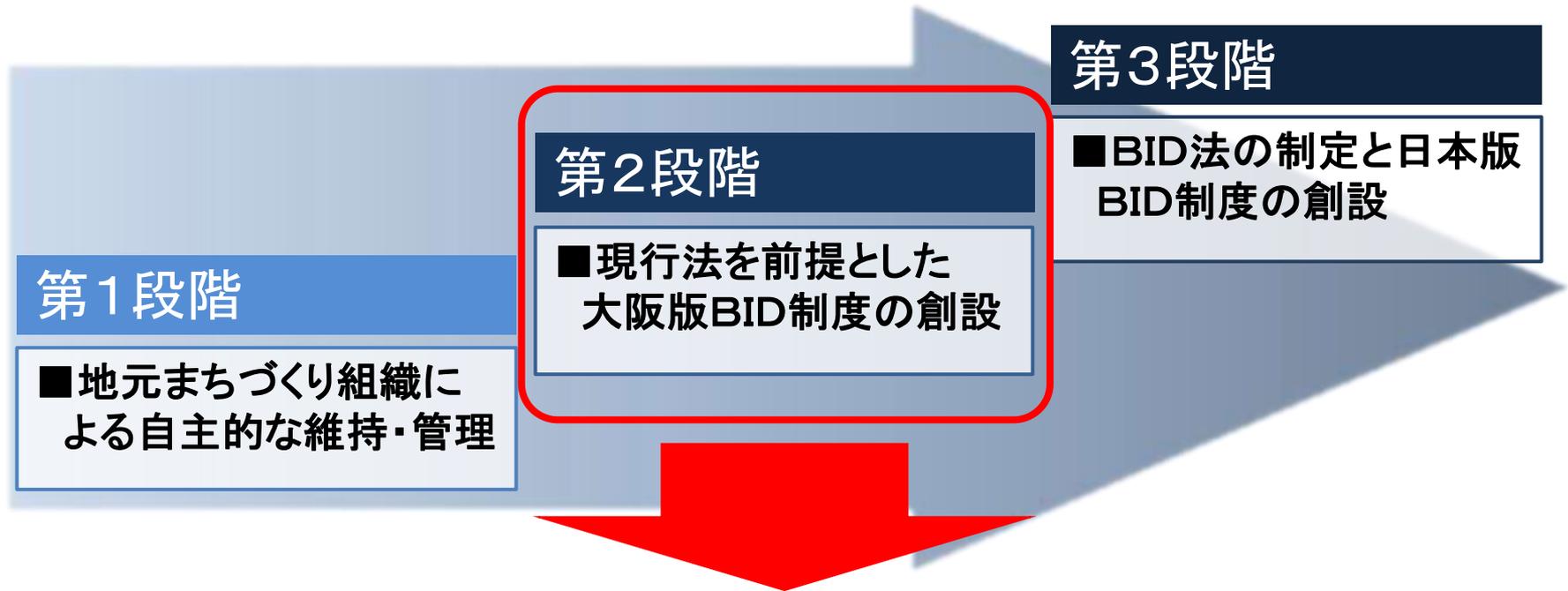
## 議題2

# エリアマネジメントの取組みについて

- ✓ 大阪版BID制度の現在の状況
- ✓ 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の概要について
- ✓ 大阪駅周辺地域における国際的ビジネス環境等に関する課題と今後の取組(案)

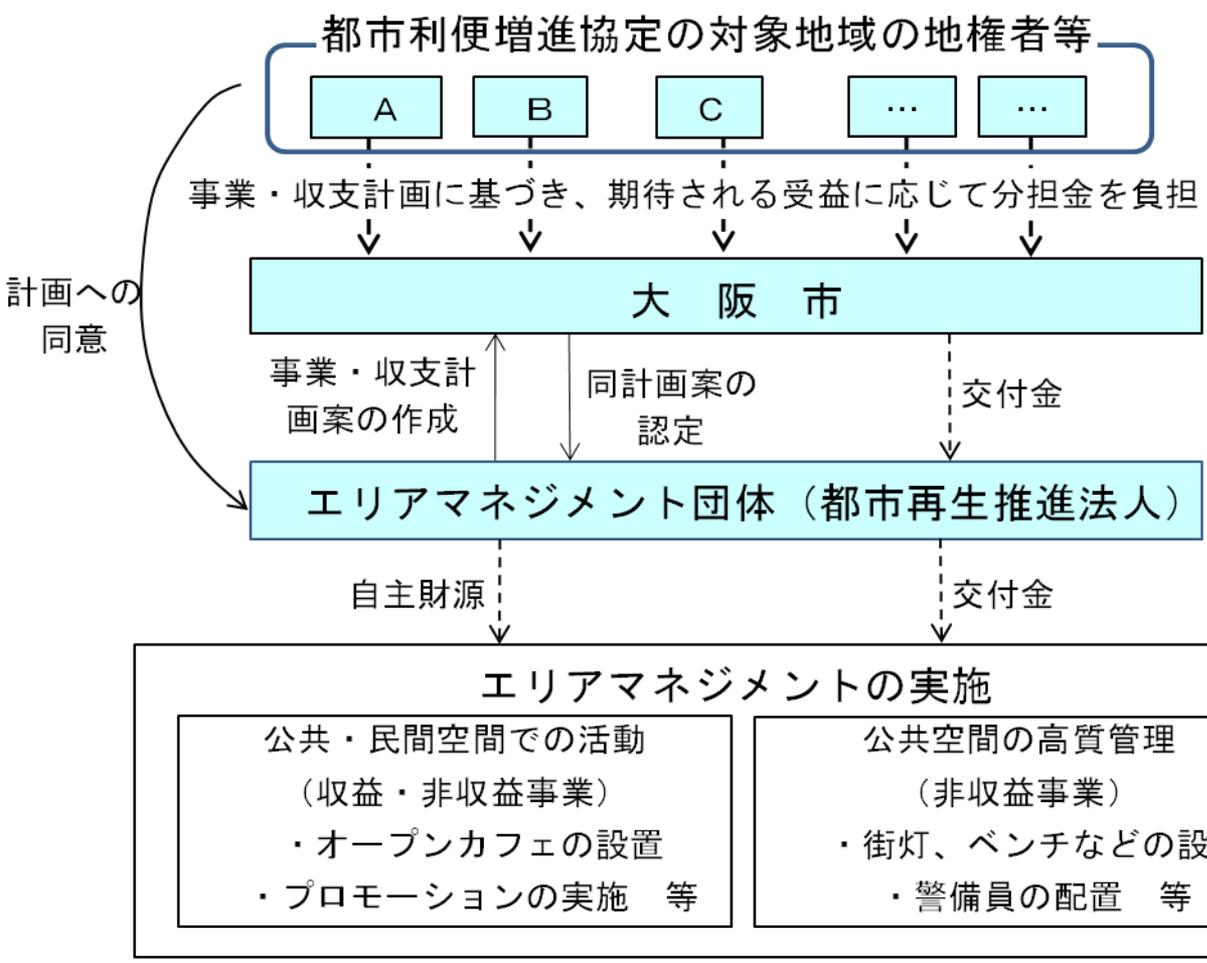
# 大阪版BID制度の現在の状況

---



**「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」の制定  
(平成26年4月1日施行)**

## 【大阪版B I D制度の実施イメージ】



**グランフロント大阪TMOを  
都市再生推進法人に指定  
(平成26年7月29日)**

エリアの付加価値向上、ブランド化

# エリアマネジメントの取組み(うめきた地区)

「大阪版B I D制度」を活用し、都市再生推進法人となったグランフロントTMOにより、既存の活動の拡充を図り、地域の付加価値の向上に向けた賑わいの創出などを実施予定

また、国家戦略特区のしくみを活用し、国際拠点の創出に向けた新たなエリアマネジメント活動の展開に向けた取組みを検討中

## 公共空間を活用したエリアマネジメント取組み事例

○オープンカフェ



○旗ざお、防犯カメラ



## 公共空間を活用したエリアマネジメント拡充・展開イメージ

○購買施設の設置



○イベント等の開催



□ UMEKIKI木曜マルシェ

# 大阪版BID制度（第3段階へ向けた取組み）

## 【国の動き】

社会資本整備審議会への諮問内容

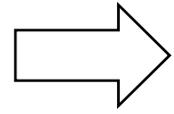
○都市機能の維持・増進のために「民」が担う「公」のあり方

⇒民間主体が検討エリアマネジメント等を通じて都市機能の維持・増進を図る場合の役割分担やルール、人材の育成等について

## 【大阪市の取組み】

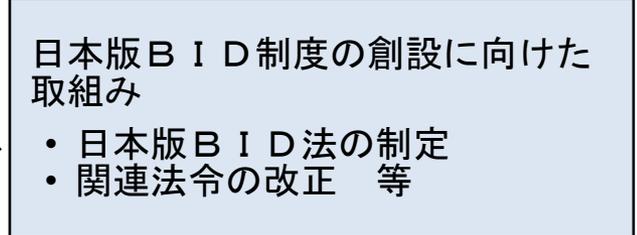
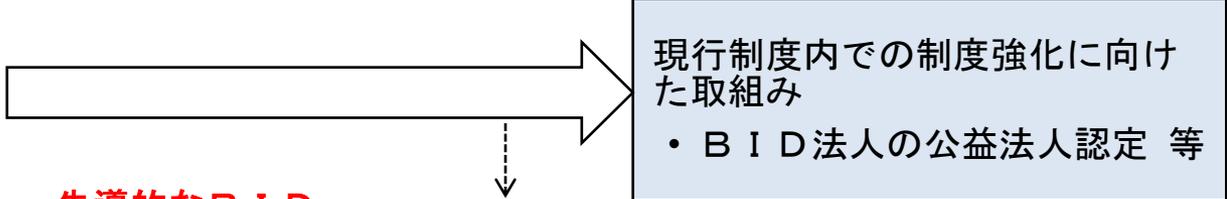
大阪版B I D制度の課題（現行法制度を基本とすることによる）

- B I D団体の法人格は一般社団法人等  
→ 自主財源確保への税制優遇が限定的
- 分担金の使途が、公共性があり受益との関係が整理できる事業に限定  
→ 収益事業等は自主財源に依らざるを得ない



大阪での実績を積み上げつつ、制度強化を国に要望

エリアマネジメント条例



# 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業

---

## 事業の概要について

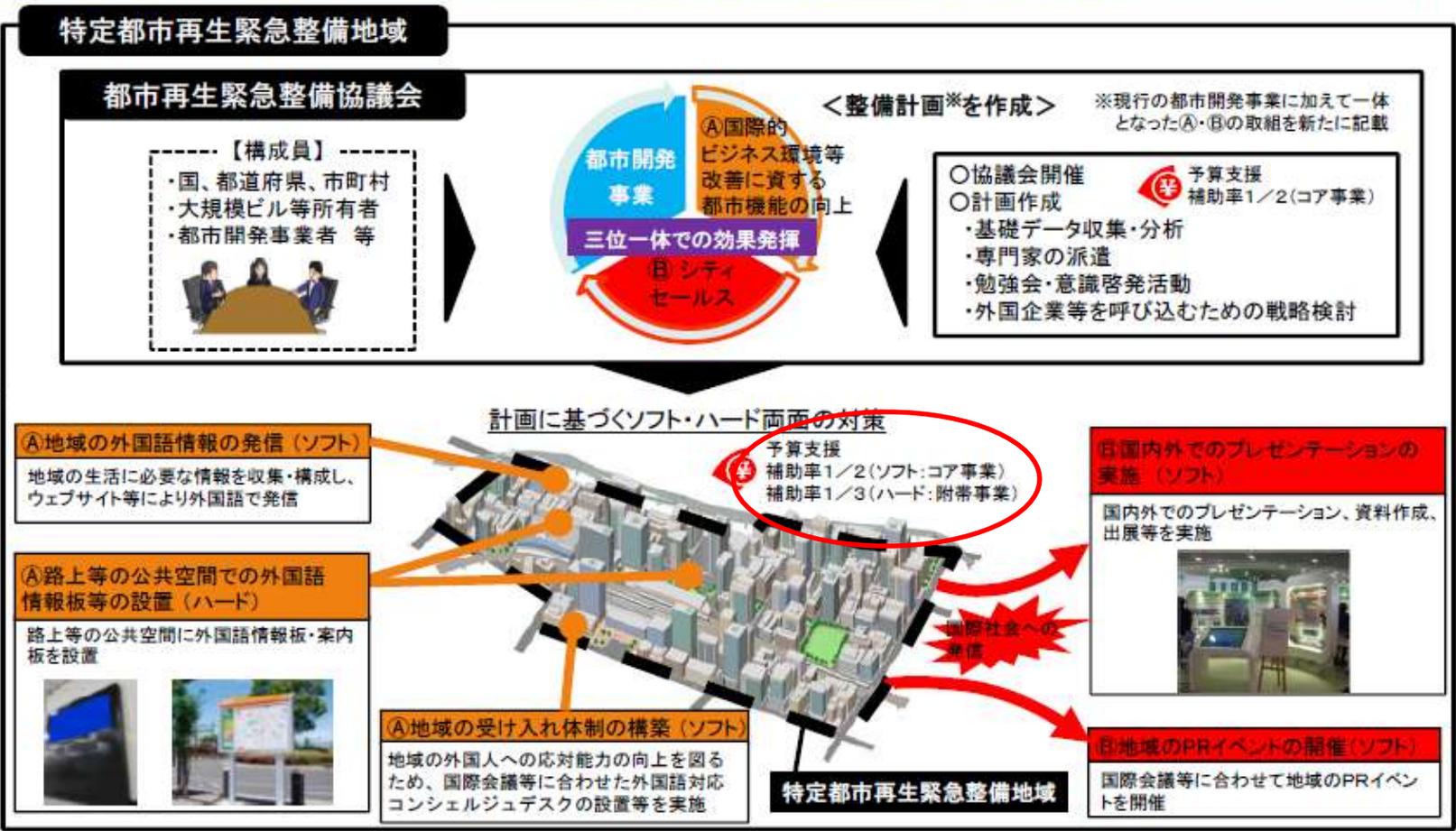
## 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業

<参考>

平成26年度予算:国費3億円(皆増)

○外国企業及び高度外国人材を呼び込むことにより我が国の大都市の国際競争力の強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域において、官民により構成された都市再生緊急整備協議会が行う外国企業等呼び込むための戦略検討、地域の外国語情報の発信やWi-Fi環境の充実等の国際的ビジネス環境等改善に資する取組及びシティセールスに係る取組に対して、総合的に支援を行う。

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援



# 事業の実施フロー（国土交通省 都市局資料）

## 事業実施フロー

項番	項目	計画等の根拠法令等
1	交付申請・交付決定（協議会開催・計画作成）	—
2	<p><b>「外国企業等呼び込むための地域戦略」の検討</b></p> <p>我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的として、外国企業及び高度外国人材を呼び込むための次に掲げる事項を記載した地域戦略を地域内の官民で構成された協議会において検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を踏まえた目指す姿</li> <li>・目指す姿に向けた施策と役割分担</li> <li>・目指す姿に向けたロードマップ策定</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	国際競争力強化促進事業制度要綱 第4条の1の二
3	<p><b>「整備計画」の作成</b></p> <p>外国企業等呼び込むための地域戦略に基づき、整備計画の「その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項」の欄に本事業を活用する取組を記載し、都市再生緊急整備協議会において作成。</p>	都市再生特別措置法 第十九条の二
4	<p><b>「事業計画」の提出</b></p> <p>外国企業等呼び込むための地域戦略及び整備計画に基づき、次に掲げる事項を記載した事業計画を作成し、地方整備局長等を経由して、国土交通大臣に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定都市再生緊急整備地域の名称</li> <li>・事業名</li> <li>・事業概要</li> <li>・補助事業者</li> <li>・事業期間</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	国際競争力強化促進事業制度要綱 第5条
5	交付申請・交付決定（計画に基づくソフト・ハード事業）	—
6	計画に基づくソフト・ハード事業の実施	—

## ○H26.4.1 国土交通省都市局より本事業の要綱 公表

〔実施主体〕

・梅田地区エリアマネジメント実践連絡会

（JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、グランフロント大阪TMO）



## ○H26.4.9 本事業に関する協議会担当者への説明会の開催

⇒地域戦略・整備計画の検討着手に関する承認

## ○H26.4～ 地域戦略、整備計画の検討

〔検討メンバー〕

・梅田地区エリアマネジメント実践連絡会

（JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、グランフロント大阪TMO）

・大阪市都市計画局